

意見書案第5号

## 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを 求める意見書

安倍首相は、「安保法制懇」（安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会）が提出した報告書を受け、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を急いでおり、閣議決定を踏まえた関連法案の整備も予定している。

しかし、歴代内閣において内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきたが、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最低限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

また、これまで政府は、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」との見解を示してきた。

この歴代内閣が長年にわたって維持してきた憲法解釈を、一内閣の閣議決定で覆すことはできない。もし、集団的自衛権行使を容認すれば、日本の「自衛」とは関係なく、海外で戦争する国となり、とうてい国民の理解は得られない。最新の世論調査（6月9日、NHKが実施）でも、憲法解釈の変更で集団的自衛権を行使することに「反対」が33%で、「賛成」22%の1.5倍となり、「どちらともいえない」も40%にのぼっている。

よって、政府においては、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月27日

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
外務大臣 岸田文雄 様  
防衛大臣 小野寺五典 様

白河市議会議長 須藤博之